

給水装置管理要綱

(令和2年8月25日管理者決定)

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号。以下「条例」という。）第26条第3項ただし書の規定に基づき、神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水規程第3号）第19条に規定する、修繕工事を無料とする範囲、及び条例第26条の2に規定する、給水装置の切り離しに関する取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「修繕工事」 給水装置の修繕工事をいう。
- (2)「漏水」 引き込まれている給水装置での水漏れをいう。
- (3)「使用者等」 使用者又は給水装置が設置されている土地若しくは建物を管理すべき者をいう。
- (4)「一般用」 神戸市水道条例施行規程第6条第1号に規定されているものをいう。
- (5)「業務用・公衆浴場用」 神戸市水道条例施行規程第6条第2号及び第3号に規定されているものをいう。(以下「業務用等」という。)
- (6)「道路」 公道及び公道に準じる私道をいう。
- (7)「メーター装置」 メーターを設置するために必要な装置をいう。
- (8)「止水栓」 一時的に断水するための給水装置をいう。
- (9)「副止水栓」 一時的に断水するための給水装置のうち、メーターボックス内に収納されている止水栓をいう。
- (10)「宅地内の第1止水栓」 配水管から分岐した給水装置の宅地内に最初に設置された止水栓をいう。
- (11)「官民境界又は宅地内の第1止水栓」 宅地内の第1止水栓が官民境界より50cm以内にある場合は宅地内の第1止水栓、ない場合は官民境界とすることをいう。
- (12)「共用給水管」 2戸以上または2箇所以上で共用する給水管
- (13)「給水管の付け替え」 配水管又は共用給水管から新たに分岐し、既存の給水管に接続することをいう。

(修繕工場の目的)

第3条 管理者が行う修繕工場は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市民生活に影響を及ぼすものに対する安全の確保
- (2) 有収率の向上

(修繕工事を無料とする対象)

第4条 使用者等が適切な給水装置の管理義務を果たしていると判断され、管理者が修繕工事を施行した場合、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等からこれに要する費用を徴収しないことができる。

- (1) メーター上下流パッキンで漏水したとき
- (2) 「一般用」のうち、戸建て住宅等の単独給水管や、使用者等が異なる共用給水管とその各戸給水管において、メーター装置の上流部で漏水したとき
- (3) 「一般用」のうち、戸建て住宅の使用者等が同一の共用給水管や、集合住宅・公共施設の給水管、及び「業務用等」の給水管において、給水管口径 50mm 以下は官民境界又は宅地内の第1止水栓上流、75mm 以上は官民境界上流で漏水したとき
- (4) 地付けメーター装置回りの鉛製給水管からの漏水により副止水栓設置を含む工事をしたとき（ただし、メーターボックス及び逆止弁付副止水栓の材料費等は除く）
- (5) 修繕工事に伴うモルタル程度の簡易な舗装復旧
- (6) 公道（私道を含む）等で、道路交通に支障をきたす恐れがあると判断されるとき
- (7) 寒波等の災害において応急止水するとき

(給水装置の切り離しの対象)

第5条 給水装置の切り離しの対象は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 使用者等が10年以上給水を受けず、老朽により給水装置から漏水が発生したとき
- (2) 使用者等が10年以上給水を受けず、漏水の有無に関わらず、配水管取替え時に当該配水管から分岐されている給水装置に給水栓が設置されていないとき（メーター装置を有するものを含む）
- (3) 管理者が特に必要と認めたときとは、「特定空家等」と認められる空家の給水装置及び中止中の給水していない道路散水栓または公園散水栓であるとき

(給水装置の切り離しにおける取扱い)

第6条 給水装置の切り離しにおける取扱いを、次の各号に定める。

- (1) 給水装置からの漏水が生じたとき、使用者等から切り離しの中止を求められた場合、修繕工事を行う。ただし、第4条に規定する修繕工事を無料とする対象であっても使用者等の費用負担となる。
- (2) 使用者等が給水装置の撤去工事の申込みを行う必要があるがこれを免除する。
- (3) 分担金を徴収したものを切り離した場合、再び給水を受けようとするときは、分担金の免除の対象として取り扱う。

(給水装置の切り離し工事)

第7条 給水装置の切り離し工事とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 条例第26条の2第1号の規定により対象の給水装置を配水管又は共用給水管の分岐部分から切り離し道路部から撤去する工事

(2) 条例第 26 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定により対象の給水装置を道路部から撤去する工事

附則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日 から施行する。